

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第九十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（施行期日） 第一条 この法律は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二 （略） (削る)</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）</p> <p>第十七条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二第十五号中「第二十六条第五号」を「第二十六条第一項第五号」に改める。</p>	<p>（施行期日） 第一条 （同上）</p> <p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）</p> <p>第十七条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二第十五号中「第二十六条第五号」を「第二十六条第一項第五号」とする。</p>
<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十八条 犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第二号に定める日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第四十二号の規定の適用については、同号中「第二十五条第一号」とあるのは、「第二十五条第一項第一号」と、「第八号（不法投棄）」とあるのは、「第八号（不法投棄）」と、「第二十六条第五号」とあるのは、「第二十六条第一項第五号」とする。</p>	